



今月のテーマ 青色申告特別控除の改正について

今では耳にしない、目にしない日がないと思うほどAIという言葉が日常生活に浸透しつつあります。AIより少しだけ先に世の中に出回っていた言葉にDXがあります。これらはいずれも従来、人間の手によって作業実行されていたものをデジタルの力で効率的に処理するための仕掛けと言えます。デジタル化を進めないと世の中から置いて行かれる時代が直ぐそこまで来ています。更にデジタル化をしないと税制面で大きく損をすることになる税制改正がありました。今回は青色申告特別控除の改正についてご紹介いたします。

1. 青色申告特別控除

(1) 現行制度の概要

個人事業主である青色申告者に対する特典の1つで、所定の要件を満たすことで所得金額から最大65万円の特別控除額をマイナスすることが認められています。

(2) 65万円控除の要件

65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、下記の要件を全て満たす必要があります。なお、下記の要件を満たしていない場合でも、55万円又は10万円の特別控除額の適用を受けることができます。

- ① 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- ② これらの所得に係る取引を複式簿記により記帳していること
- ③ ②の記帳に基づいた貸借対照表、損益計算書等を確定申告書に添付し、この特例の適用を受ける金額を記載し、期限内に申告書を提出すること

2. 改正の内容

2026年度(令和8年度)の税制改正において、青色申告特別控除の制度について大きな見直しが行われました。

(1) 改正その1

これまでの最高額である65万円を上回る75万円の控除枠が新設されます。この適用を受けるためには上記1(2)の要件に加え、優良な電子帳簿の保存が必要となります。

(2) 改正その2

これまで複式簿記による記帳をしていれば、書面で申告書を提出した場合であっても55万円の青色申告特別控除の適用を受けられましたが、今後、確定申告書を書面で提出する場合、特別控除額は10万円となります。

(3) 改正その3

上記1(2)の要件を満たさない青色申告者に認められていた青色申告特別控除10万円を適用するにあたり、前々年の不動産所得又は事業所得の収入金額が1,000万円以下という要件が追加されました。

(4) 適用時期

上記の改正は令和9年分の所得税確定申告から適用されますので、今年中に準備を進める必要があります。

(5) まとめ

現行制度と改正後の制度をまとめると下表のようになります。

記帳の方法	申告・保存等の要件	改正前	改正後(令和9年)
複式簿記	e-taxによる電子申告 優良な電子帳簿保存	65万円	75万円
複式簿記	e-taxによる電子申告	65万円	65万円
複式簿記	書面による申告書提出	55万円	10万円
簡易簿記	前々年の収入金額が 1,000万円以下	10万円	10万円